

## 玉名市暴力団排除条例（案）の要約

### 目的（第1条）

暴力団の排除に関する基本理念や市、市民、事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、市民の安全で平穏な生活の確保と経済社会の健全な発展に寄与することを目的とします。

### 基本理念（第3条）

暴力団の排除は、市、市民、事業者、熊本県暴力追放運動推進センター等が連携し、協働して行うこととします。

### 市の責務（第4条）

市は、前述の基本理念にのっとり、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するものとしします。

### 市民の責務（第5条）

- 1 市民は、前述の基本理念にのっとり、暴力団の排除に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むよう努めるものとしします。
- 2 市民は、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとしします。
- 3 市民は、暴力団の排除に資すると認める情報を得たときは、市にその情報を提供するよう努めるものとしします。

### 事業者の責務（第6条）

- 1 事業者は、前述の基本理念にのっとり、暴力団を利することとならない事業活動や暴力団員の不当な行為の影響を受けない事業活動を推進するよう努めるものとしします。
- 2 事業者は、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとしします。
- 3 事業者は、暴力団の排除に資すると認める情報を得たときは、市にその情報を提供するよう努めるものとしします。

### 推進体制の整備（第7条）

市は、市民、事業者、熊本県暴力追放運動推進センター等と連携して、暴力団の排除の体制整備を行うものとしします。

#### 市民、事業者等に対する支援（第8条）

市は、市民や事業者、あるいはそれらで組織する団体が暴力団の排除に関する活動に、自主的に、かつ、相互に連携し、協働して取り組むことができるよう、情報提供、助言、指導などの支援を行うものとします。

#### 広報・啓発（第9条）

市は、市民や事業者が暴力団の排除について理解を深めることができるよう、暴力団の排除に関する社会的機運を醸成するための広報や啓発を行うものとします。

#### 市の事務・事業における措置（第10条）

市は、市の事務・事業により暴力団を利することとならないよう必要な措置を講ずるものとします。

#### 公の施設の使用の不許可（第11条）

市が設置する公の施設の使用が暴力団を利するおそれがあると認めるときは、公の施設の使用の許可をせず、あるいは既に行った使用の許可を取り消すことができることとします。

#### 少年に対する教育等のための措置（第12条）

- 1 市は、市立中学校において、生徒が暴力団の悪影響を認識し、暴力団に加入せず、暴力団員の不当な行為による被害を受けないようにするための教育が行われるよう必要な措置を講ずるものとします。
- 2 市は、少年の育成に携わる者に必要な支援を行うものとします。